

港区長 武 井 雅 昭 様

2 0 1 1 年度当初予算に対する重点要望書

2 0 1 0 年 9 月 1 7 日

日本共産党港地区委員会

委員長 千 葉 一 成

日本共産党港区議員団

大 滝 実

いのくま 正 一

熊 田 ち づ 子

星 野 た か し

風 見 利 男

沖 島 え み 子

2011年度当初予算に対する重点要望書の提出にあたって

民主党政権は、国民の期待に背き、公約違反をつづけています。

小泉自民政権以来の「構造改革」路線がつづけられ、大学・高校を卒業しても就職先がない、派遣、請負、パートの人が増えつづけています。その結果、貧困と格差は一層拡大し、区民生活は大変な状況に追いやられています。

国の政治は大企業優遇、国民不在となっているだけに、住民に一番身近な地方自治体・港区の役割が一層重要になっており、住民の暮らし、福祉、中小企業を守る施策の展開が求められています。

わが党区議団は、この間の選挙や区民アンケート、区民・各団体との懇談会等で寄せられた意見、要望等を精査し、特に緊急かつ重要な項目についてしぼり込み、来年度予算要望としてまとめました。

各要望について真摯に受けとめ、来年度予算に反映されるよう、強く要求します。

来年度予算作成前に具体化できる施策については、速やかな実施を求めます。

なお、回答にあたっては、各項目について具体的に回答されるよう、お願いいたします。

【１】 区民のための区政運営をすすめるために

- 1 区の仕事の民間丸投げをやめること。
 - (1) 指定管理者に委託している施設については直営に戻すこと。
 - (2) 指定管理者導入施設の検証制度をつくり、検証結果を議会・区民に報告すること。
 - (3) 非常勤職員の抜本的な待遇改善を行い、特に保育園などで常用化している非常勤雇用や派遣労働者の雇用をやめ、正規職員を採用すること。
- 2 総合支所制度について
 - (1) 迅速に対応できるよう職員を増員すること。
 - (2) 建築紛争や環境問題など集中的に対応が必要な問題は支援部で扱うこと。
- 3 常勤監査委員制を採用すること。また、多様化する事務・事業に対応できるよう、事務局体制を強化すること。
- 4 庁舎、宿舍跡地など国有地、公有地の未利用地は、区民要望に基づいて取得すること。
- 5 区民サービスの向上をはかり、後退させないためにも、区の職員定数削減計画はやめること。

【２】 大企業の利益優先、住民追い出しをやめさせ、住民が安心して住みつづけられるまちづくりを

- 1 これまでの巨大ビル建設推進を改めること。そのためにも絶対高さ制限の導入を行うこと。
- 2 再開発事業の検証を行うこと。
- 3 森ビルなど大企業主導の再開発への補助金支出を止めること。
- 4 「まちづくり条例」を「住みつづけられるまちづくり」となるよう改定し、これまでの巨大ビル建設推進策を改めること。
- 5 土地活用について
学校跡地や伊豆健康学園、小諸高原学園などの公有地を安易に処分することなく、低所得者でも住める公的住宅建設、福祉・教育等用地として活用すること。区外施設についても同様に扱うこと。
- 6 港区環境影響調査制度について
開発区毎のアセスではなく、実態が正確に反映されるアセスメント制度に改めること。

【３】 地球環境を守るために

- 1 港区の２０５０年までの温室効果ガス５０％削減をより効果あるものとするためにも、２０２０年までの２５％削減目標を更に引き上げて、毎年毎年の区の取り組みの到達を明らかにすること。
- 2 産業界は日本の温室効果ガスの総排出量の８割を占めており、国に対して経済界との公的協定の締結を行うよう求めること。
- 3 ゴミを減量するため、製造者責任を求めると共に、「まぜればゴミ、分ければ資源」の立場に立ち、一層の分別の種類を増やすこと。
- 4 港区は事業系ゴミが８割を占めており、減量のための啓発活動、減量システムづくりの

支援を強めること。

【４】テレビ難民、情報難民を生まないために

- 1 2011年7月のアナログ放送停止計画を見直し、普及率や買い替えサイクルに見合った時期に延期するよう国に求めること。
- 2 高齢者のみの世帯は、すべてを対象に状況を把握し、戸別訪問をして受信できるよう援助すること。
- 3 住民税非課税世帯には、テレビの買い替えに助成すること。

【５】高齢者の暮らし・福祉を守るために

- 1 後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要求すること。
- 2 75歳以上の医療費を無料にするよう国に要求すること。
- 3 75歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。
- 4 70歳から74歳の窓口2割負担への引き上げを中止するよう国に要求すること。
- 5 介護給付費への国庫負担を現在の1/4から1/2に引き上げるよう国に要求すること。
実現するまでの措置として、国の負担割合を25%とし、調整交付金の5%は別枠とするよう国に要求すること。
- 6 国が改善するまで、不足している調整交付金は区の一般財源を投入し、1号被保険者の保険料の軽減を図ること。
- 7 特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設、高齢者グループホームなど高齢者施設の整備計画を作ること。
- 8 港区の実態に合わせ、高齢者のグループホームやグループリビングなどの家賃助成の上限額を引き上げ、負担軽減を図ること。

【６】誰もが安心して生活できるための生活福祉施策の充実を

- 1 生活に困ったとき、誰もが憲法25条にもとづく権利として生活保護の申請ができるように対応すること。
- 2 困難なケースを抱えた相談者が増えています。一人一人の相談者の立場に立って対応すること。
- 3 老齢加算の復活を国に要求すること。
- 4 夏季加算を国に求めること。実現するまでの間、港区として実施すること。

【７】すべての子どもたちが健やかに育つための施策の充実を

- 1 保育園の待機児童解消のために
 - (1) 基本計画の前倒し建設と新たな認可保育園建設を行うこと。
 - (2) 緊急暫定保育施設を増設すること。
 - (3) (暫定)東麻布保育室を継続すること。
 - (4) (仮設)高輪保育園を引き続き使用すること。

(5) 志田町保育園用地の活用にあたっては、保育施設を盛り込むこと。

2 保育料軽減のために

(1) 認可・認証保育園、認可外保育園の保育料を所得400万円以下の世帯については無料にすること。所得1,000万円以下の世帯の保育料を段階的に減額すること。

(2) 第2子以降の保育料を無料にすること。

3 保育園、幼稚園、学校の校庭の天然芝生化を進めること。

4 就学前の医療費無料化を国に要求すること。

【8】 障害のある人が身近な地域で働き、生活できるよう障害者制度を充実させるために

1 障害者自立支援法は廃止するよう国に求めること。

2 障害者自立支援法による障害者や家族、施設の影響調査を行い、調査をもとに国に改善を要求すること。

3 精神障害者のグループホームは早期に建設すること。

4 港区の実態に合わせ、知的障害者のグループホームの家賃助成を区として上乘せすること。また利用者負担分の家賃助成を引き上げること。

5 精神障害者も心身障害者福祉手当の支給対象に加えること。

【9】 安心して学べる学校・施設等の改善のために

1 どの子にもゆきとどいた教育を行うために

(1) 国と東京都に対して、30人学級を実施するよう要求すること。

(2) 港区独自で「少人数学級」を計画的に実施すること。

(3) 小1プロブレムの教員配置は、小学2年生以降も行うこと。

2 「学校選択希望制」については、保護者や学校関係者、区民の声を十分聞き調査をし、廃止を含めて検討すること。

3 保護者負担を少しでも軽減し、子育てを支援するために

(1) すべての生徒に、修学旅行に対する補助を行うこと。

(2) 小中学校の入学支度金を創設すること。

(3) 学校給食を無料にすること。

4 国に対して、返済のいない奨学金制度を創設するよう要求し、区としても返済のいない奨学金制度を創設すること。

5 区立幼稚園での3歳児保育の実施園を拡大すること。

6 小中一貫校の導入はやめること。

7 全国一斉学力テストについては中止するよう国に求めること。港区は参加しないこと。

【10】 区民の生命と健康を守るために

1 シンドラー社製エレベーター事故の教訓を正面から捉え、エレベーター・エスカレーターなどで事故が発生した場合、原因究明、再発防止のため、航空機や鉄道等の事故と同様、

専門の調査機関の設置を国に求めること。

- 2 子宮頸がんワクチン接種の公費負担を全額国で実施するよう求めること。それまでの間、区として全額助成を実施すること。
- 3 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種実施を国に求めること。それまでの間、区として全額助成を実施すること。
- 4 区民の健康を守るために、節目節目の年齢でＣＴやＭＲＩ、脳ドックの検査を受ける費用の助成を行うこと。
- 5 特定不妊治療費助成について
 - (1) 都に対し所得制限の撤廃を求めること。
 - (2) １回１５万円、年２回、通算５年までといった金額や回数の撤廃を都に求めること。
 - (3) 改善されるまでの間、所得制限によって都の助成制度の対象になっていない方について、都の助成額分（上限３０万円）を区として助成すること。
- 6 新型インフルエンザワクチン接種（３種混合ワクチン）は公費負担とすること。

【11】 中小企業の営業とくらしを守るために

- 1 利子補給の拡充、返済期間の延長、返済猶予など、中小企業の融資制度の充実を図ること。
- 2 「緊急補償制度」で区の緊急支援融資を申請しても、信用保証協会や金融機関で融資が認められない場合、融資が実行できるよう区の相談体制を強化すること。
- 3 金融機関にもリスクを背負わせる信用保証「責任共有制度」の廃止を国に要請すること。（金融機関２０％、信用保証協会８０％）
- 4 無担保・無保証人の「直貸し」融資制度を創設すること。
- 5 中小企業への貸し渋り、貸し剥がしをしないよう金融機関に要請すること。さらに国に対し、金融機関への行政指導を強めるよう要請すること。
- 6 固定資産税の小規模非住宅用地の２割減免、小規模住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の負担水準６５％への軽減を来年度以降も継続するよう東京都へ申し入れること。
- 7 区内中小企業・商店の仕事確保対策を強めること。
 - (1) 分離・分割発注をさらに拡大、徹底すること。
 - (2) 本庁、総合支所にとどまらず、学校、幼稚園、保育園、福祉会館などすべての部署で入札や見積り合せなどにこだわらず、地元の業者からの購入をすすめること。
 - (3) 区発注の契約改善について
区が発注する工事契約について、下請労働者を低賃金で働かせることがないよう、実態調査に基づき早急に対策をとること。当面、下請労働者の労働条件を確保するための監視システムをつくること。
 - (4) 最近、スーパーなどで宅配サービスが行われています。高齢世帯や共働き世帯のニーズに応え、地元商店が共同して宅配サービスが実施できるよう、港区として商店街と共同研究もすすめ、一日も早く宅配サービスが実施できるよう、支援を強化すること。

【12】 雇用の場を確保するために

- 1 保育、介護など区民サービスを改善・充実させることを通じて、区自ら青年の雇用の場

を創出すること。

- 2 雇用、就職など総合的に推進する、（仮称）「雇用対策検討会」を設置し、恒常的事業とすること。
- 3 関係団体と合同の就職面接会を開催すること。参加企業を増やすため、特別の企業への要請・案内を行うこと。
- 4 区内企業において、労働法の徹底がされ、違法労働行為をなくしていくために、「サービス残業は違法」「あなたの職場に名ばかり管理職はいませんか？」のポスターを作成すること。
- 5 「ポケット労働法」を例年よりも増刷し、成人式の案内に同封して郵送するとともに、区施設やJR・地下鉄駅にも置くこと。

【13】平和な港区にするために

- 1 憲法99条で「...その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされていることから当然のことだが、港区長として、日本国憲法を遵守すること。とりわけ憲法9条の改悪に反対する態度を明確にすること。
- 2 政府に対して、被爆国の政府として核兵器廃絶の国際交渉を国際社会に呼びかけ、開始するためのイニシアチブをとるよう要請すること。
- 3 2010年7月29日、平和市長会議で採択された「ヒロシマアピール」を区民に知らせ、協力をお願いすること。
- 4 被爆者団体や平和団体と協力し、「平和の灯」を活かし、被爆者追悼式などを行うこと。
- 5 広島、長崎の平和式典に呼応して、原爆投下時間に区内のお寺などの協力を得て、梵鐘を鳴らしてもらうなど、核廃絶を世論に訴えること。
- 6 麻布米軍ヘリポート基地の撤去について
 - (1) 騒音被害調査結果を「広報みなと」でも知らせるなど、区民に基地の実態を知らせること。
 - (2) 区議会と行政だけでなく、区民の代表にも参加してもらい、アメリカ大使館、防衛省、東京都に対し、基地撤去を要請すること。
 - (3) 米軍が約束を破り、不法占拠している青山公園の即時返還を要求すること。
- 7 非核平和都市を宣言し、非核宣言自治体協議会、平和市長会議にも参加した自治体として、非核平和自治体条例を制定すること。

【14】財源確保策について

- 1 地方自治体の破壊、地方財政を破綻に導く「地域主権改革」（案）に反対すること。
- 2 都区間の財政調整については、東京都の理不尽な主張に屈することなく、基礎的自治体にふさわしい財源の確保を図ること。
- 3 財政調整における都心区需要の充実・拡大を図ること。
- 4 国庫支出金における超過負担を早急に改善するよう関係機関に働きかけること。
- 5 特別養護老人ホームの土地取得の補助金制度を創設するよう働きかけること。
- 6 大企業の道路占用料などを占用することで得る利益にふさわしいものに改正すること。